

避難の妨げ、放置でトラブル

国土交通省は、宅配荷物を分譲マンションの廊下など共用部に置くのは、宅配ボックスタスがないなど「例外的」ケースとし、認める場合も火災や災害時の避難に支障がないよう求める見解をまとめた。新型コロナウイルス感染症流行で「置き配」を選ぶ人は増えているが、廊下への放置で住民のトラブルも起きており、建物ごとの事情に応じた

ルール化を促す。
国交省は6月、分譲マンション管理規約の標準モデルを改正。置き配は規約に基づく使用細則でのルール化が考えられるとした上で、共用部に置くのは「原則認められない」と指摘。例外で認めて、長時間や大量、乱雑な放置に注意が必要とした。

てもめる場合もある。今回の改正には、荷物を置いたままにできる時間など、国が詳しいルールを示してほしいとの声が相次いだが、国交省は「具体策は建物構造、区分所有者の意向で異なる。国としてのモデルは今後、検討する」としている。賃貸マンションは

オーナーらが置き配のルールを決定。避難などに支障がないと判断し、共用部使用を認める例もある。

標準モデル改正ではほかに、理事会や総会をウェブ方式で開催できると明文化し、システムを使った賛否の投票も有効と規定。感染症拡大を防ぐため、集会室や子供用スペースなど共用施設の使用制限を細則で定めることもできるとした。

国交省が管理規約に見解

分譲マンション「置き配」は例外